

名古屋市告示第357号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 7年 7月 4日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
緑の家訪問看護ステーション上飯田	名古屋市北区上飯田南町 3丁目13番地	令和 7年 5月 1日
サンウェルズ桜山訪問看護ステーション	名古屋市昭和区桜山町 2丁目37番地	令和 7年 5月 1日
サンウェルズ平和が丘訪問看護ステーション	名古屋市名東区平和が丘四丁目12番地	令和 7年 5月 1日
定期巡回・随時対応型訪問介護看護ノア地域巡回センター虹ヶ丘	名古屋市名東区神丘町 1丁目25番地	令和 7年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課